

管理計画の記載事項		取組の進捗状況(平成23年2月現在)		取組推進にあたっての課題	
管理の方策	主な取組項目	これまでの取組	今後の取組		
3) 新たな外来種の侵入・拡散予防措置	(1) 生態系保全・管理対策及び調査・研究活動	共通遵守事項の策定			
		共通遵守事項の内容の明確化	・都の環境配慮指針、建設作業の手引きはHPで公表済 ・都事業について、指針に従い配慮を徹底	・指針の改良について検討	
		共通遵守事項の義務づけ			
		事業契約時に業務実施上の遵守事項として位置づけ	・都の環境配慮指針、建設作業の手引きはHPで公表済 ・都事業について、指針に従い配慮を徹底	・指針の改良について検討	
		入林許可手続き等において指導徹底	・林野庁では森林生態系の保全管理のための事業の受託者等については、委託契約に基づく仕様書において、衣類等に付着している種子や靴の泥落としを含む配慮すべき事項を義務づけるとともに「自然環境配慮要員」を選任することとし指導に当たらせている。 ・森林生態系保護地域への入林許可申請に伴うガイド、村民、調査研究者や事業の受託者への講習において、指定ルートに設置した、種子除去用の「コロコロ」や泥落としマットの使用等の必要性について説明し、協力依頼している(20年9月～23年1月に講習を278回開催し延べ約1,400人が受講した)。	継続実施	
		自然公園法の許可申請手続き等において指導徹底	・法定受託している東京都と連携しながら指導徹底の実施。各種パンフレットの設置による普及啓発。指定動植物の改正(官報告示)。	継続実施	
		予防措置の実施に必要な施設の整備			
		必要な施設の整備・管理・運営体制について検討・調整【対利用者の施設】	・新たな外来生物の侵入防止策として、効果的な手法の検証(燻蒸や冷凍) ・小笠原海運や地域の観光事業者と連携しおがさわら丸の予約時に普及啓発リーフレットをチケットの送付と共に合封。 ・父島において、東平アカガシラカラスバトサンクチュアリーの入入口等の指定ルート7箇所に衣服に付着した種子を除去する粘着テープのついた「コロコロ」及び靴の泥落としマットを設置した。母島は泥落としマットを石門の入口に設置した。	設置した8箇所の維持管理。石門にコロコロ等を設置予定。	・現時点で施設設置の目処が立っていない。 ・特に母島は職員が常駐していないので、看板やコロコロの設置に当たっては、台風時等の撤去・設置や補充等の維持管理。
		必要な施設の整備・管理・運営体制について検討・調整【対事業者の施設】	・仮設クリーンルームの設置による試行実験の実施 ・処理方法の検討・比較(燻蒸、冷凍、高温など)	・ははしま丸乗船靴底洗浄設備の設置 ・南崎など主要歩道入口へ外来種除去施設整備 【登録後の取組】 ・燻蒸・保管対象物資の把握・絞り込み ・必要な設備規模、処理方法の把握 ・運営方法の確立 ・施設整備主体、管理主体、実施・運営体制の検討	・これまでの外来種除去装置の有効性等の検証 ・現時点で施設設置の目処が立っていない ・公共事業の環境配慮指針の策定
		特定の地域・行為に対する追加的措置の実施			
	自然再生事業等における個別検討会の設置と必要に応じた追加的措置の実施	・都の環境配慮指針、建設作業の手引きはHPで公表済 ・都事業について、指針に従い配慮を徹底	・指針の改良について検討		
	情報の収集・管理体制				
	調査・研究者・事業者から速やかに報告を受けると組み・情報窓口の一元化 再生事業・調査・研究活動の実施状況や成果および影響に関する情報の集約とデータの適切な管理	各種検討会の資料掲載について、今年度は試行的に小笠原情報センターへ掲載(関係者のみ閲覧可能)不測の事態が発生した際にメールによる情報提供(兄島のオオヒキガエルの発見など)適宜実施。	本年度の試行的運用から本格的なHP上での関係者間の情報共有を図る。	関係者の一定の絞り込みや、過去のデータ(報告書等)の情報提供など。	
(2) 緑化・建設事業	公共事業における環境配慮指針、景観に配慮した公共施設整備指針(推奨樹種)などの更新	・植栽に際しての近縁種による遺伝子攪乱については、更なる対応を検討 ・指導の徹底と最新の情報を踏まえた見直し	・東京都では、指針に従い推奨樹種リストによる指導を実施 ・小笠原村では、東京都作成の指針を遵守	・平成23年度末までを第一期とし、その段階で成果を検証し、必要に応じて見直しを図る。	
	東京都事業に準じた環境配慮の実施				
	事務局会議(内地)において、「東京都環境配慮指針」に準じた共通環境配慮事項の具体的な内容について検討・調整を行い、明文化したものを科学委員会に報告して助言を得る。	・都の環境配慮指針、建設作業の手引きはHPで公表済 ・都事業について、指針に従い配慮を徹底	・指針の改良について検討		
然(3) 利用	利用時の予防措置の指導の徹底				
	観光者、島民、観光事業者、自然ガイド等に対して分かり易い行動指針(ガイドブック)を定め講習会等を通じて説明・指導を継続的に実施する	・ルールブック改定版作製、配布済	今後もエコツアーリズム協議会ガイド制度・ルール検討部会等において必要に応じ検討する。		

管理計画の記載事項		取組の進捗状況(平成23年2月現在)		取組推進にあたっての課題	
管理の方策	主な取組項目	これまでの取組	今後の取組		
	3) 新たな外来種の侵入・拡散予防措置	(4) 農業活動	既侵入種の拡散防止に向けた情報提供・技術指導 既に侵入している特に侵略性の高い農業種について、リスト及び拡散防止のための適正な管理手法の情報を農業者等に提供し、技術指導を行う	・主要作物であるパッションフルーツ、トマトについての取扱ガイドラインを作成した。 ・他の作物(25種程度)の取扱ガイドラインについても現在作成中。	・他の作物の取扱いガイドラインについて作成 農業者等への周知・普及の方法。ガイドラインを遵守して育成した果物・野菜等のブランド化とのセットでの周知が必要。
		未侵入種の拡散防止に向けた情報提供・技術指導 新たに導入される植物種については、特に侵略性の高い農業種のリストを公表し、導入にあたって事前相談を呼びかけ、導入の是非や管理方法に関する指導を行う	・現在のところ、特に侵略性の高い農業種の導入の話はない。	・農業者との意見交換等を実施	
		土付き植物の取り扱い 技術検討や重点的な情報提供、及び必要な施設整備	・農業者との定期的な意見交換の場などにより情報を提供。	・継続して農業者との定期的な意見交換の場などで情報を提供。 ・農業者に限らずインターネット購入により、宅急便等で島内に入ってくる植物への対応 ・現時点で施設設置の目処は立っていない。	
		外来種の導入に対する管理機能を有する体制の整備と運用 A 情報提供、技術指導、リスク低減措置に関する管理体制の整備と B 持続的な農業振興策の検討	・農業者との定期的な意見交換の場などにより情報を提供。	・継続して農業者との定期的な意見交換の場などで情報を提供。	
		(5) 愛玩動物・園芸植物の飼養・栽培・持込	飼いいネコ適正飼養の強化 条例の遵守、マイクロチップ装着の推進などの管理を徹底	・小笠原村飼いいネコ適正飼養条例の改正により、マイクロチップの装着義務化(H22.4.1施行) ・小笠原ネコ連絡会議内の集落対策WGメンバーによる現地調査、個別訪問。	・小笠原ネコ連絡会議内の集落対策WGメンバーによる現地調査、個別訪問の継続。
		愛玩動物の適正飼養に関する普及・啓発 島民および観光客への情報提供・普及啓発	・東京都獣医師会による診療及び島民懇談会による普及啓発の実施 ・ネコ対策事業住民説明会の実施 ・村民だよりによる広報	・新規転入者への広報の実施。	
		愛玩動物の管理の徹底 イヌ・ネコだけでなく、鳥類、熱帯魚、昆虫等についても管理徹底 事前相談窓口の設置 行動指針として明文化し、継続的に普及啓発	・東京都獣医師会による診療において、犬のマイクロチップ装着に動めた。	・島民の飼養状況について実態把握に努めていく。	
		農業対応に準じた園芸種の取り扱い 園芸種についても、農業に準じ情報提供・技術指導・普及啓発	未実施	農業対応の方向ができた際に準用を検討	
		(6) 定期航路その他による人・物資移動	注意喚起の継続実施 利用者に対する注意喚起や検査・処理の実施	・小笠原海運、小笠原ツーリスト等への依頼・調整により、予約時の普及啓発の実施(注意喚起チラシのWEBサイト掲載、予約券時の配布) ・竹芝やおがさわら丸船内での普及啓発の実施(ポスターの設置) ・任意申告書制度の導入について検討(アンケート調査の実施)	・共勝丸、その他観光船への依頼・調整 ・普及啓発の継続 ・制度について検討継続 ・検査・処理の実施の全体像について事務局にて検討継続
			硫黄島での活動に対する関係者への配慮事項徹底の呼びかけ	・防衛省への普及啓発(注意喚起チラシ配布) ・墓参事業での普及啓発(注意喚起チラシ配布)	・硫黄島での外来生物駆除については慎重な調整が必要なため現状では普及啓発のみ ・防衛省等への働きかけの継続性の担保が課題
徹底 4) 各種事業・調査での環境配慮の		有効な水際対策の実現に向けた条件整備 導入物資や生物に対する届け出手続き、検査・処置の実施に必要な体制の検討	・任意申告書制度の導入について検討(アンケート調査の実施)	・検査・処理の実施の全体像について事務局にて検討継続 ・事務局での検討が難航 再掲	
		事業・調査の特性に応じた環境配慮の徹底 作業員の理解の徹底、配慮措置の適切な運用、都の指針の共有化	・都の環境配慮指針、建設作業の手引きはHPで公表済 ・都事業について、指針に従い配慮を徹底	・指針の改良について検討 ・環境配慮要員の配置条件等の検討	
		域外保全、植栽等の遺伝子攪乱への対処 目的、方法、場所、リスク、効果を踏まえ慎重に判断し検討・対応	・科学委員会の下に植栽ワーキングを設置し、行政事業を対象とした「『植栽』を計画するにあたっての考え方」を検討中 ・広域分布種6種(モモタマナ等)について遺伝子解析を実施中(サンプリング、マイクロサテライトマーカーの開発等)	【登録までの取組】 ・今年度中に「考え方」の枠組みを確定 【登録後の取組】 ・遺伝子解析による知見の蓄積 ・事例の蓄積と「考え方」の修正 ・遺伝子解析に時間がかかる ・環境省だけの対応のみでは限界がある。また、どの程度まで対象とするか検討が必要。 ・研究者から種別の遺伝子解析情報の提供及び主要な広域分布種の解析の継続	
5) 自然と共生した島の暮らしの実現		島民への普及啓発 様々な媒体・機会を通じた適切な情報提供と意見交換の機会の拡大や小笠原諸島におけるライフスタイルの提案など、自然と共生した島の暮らしの実現に向けた普及啓発 小笠原村への新たな転入者に対する自然環境の保全・管理に関するルール遵守などの情報提供、島民への普及啓発の徹底	・車両マグネット、ステッカー、エコバッグなどの普及啓発グッズを作成。 ・住民説明会を実施 ・PRイベントへの出展	・遺産ロゴ変更、横断幕、記念シールなど作成 ・登録記念レセプションなどの開催 ・PRイベントへの出展	
		島民・新たな転入者への小笠原ルール・宣言の普及啓発 海洋島の自然環境に配慮するライフスタイル、そして島の暮らしに関する小笠原諸島の島民の宣言として、全ての島民に参加を促す	・登録に向けたスローガンの作成	・島民宣言について、コンセプト等を整理。	
		子供達への教育の実施 教育機関、行政機関、研究者、地元NPOなどが連携し、自然環境の保全・管理に関する学校教育、家庭教育プログラムを企画・構築し、教育基盤を充実する。 子ども達自身が、主体的に自然環境の保全の取組に参画するような機会づくりを行う	・小中学校の総合学習のなかで世界遺産、自然保護に関する授業を実施	・国土交通省直轄事業である小笠原諸島での環境教育について、活用を検討。	
		ボランティアによる外来種駆除の実施 島民のボランティア参加による外来種駆除の継続実施・属島における実施の検討	・9月に南島でシンクリノイガ等の駆除を実施。	・引き続き継続	

管理計画の記載事項		取組の進捗状況(平成23年2月現在)		取組推進にあたっての課題
管理の方策	主な取組項目	これまでの取組	今後の取組	
		自然と共生した産業の振興 自然資源の適正利用、産業を通じた外来種抑制・駆除、遊休地を含めた土地の適正管理等の取組の促進 自然環境への負荷を最小限に低減しつつ、これを生かした産業振興を通じた自立的な地域振興・経済発展に向けた各種の取組	未実施	本項目に即した取り組み事項の整理が必要。
6 適正利用・エコツーリズムの推進	行動指針(ルールブック)の作成と普及啓発 ルールの遵守の徹底 必要に応じたルールの変更・新規ルールの設定	・ルールブック改定版作製、配布済	今後もエコツーリズム協議会ガイド制度・ルール検討部会等において必要に応じ検討する。	
	自然ガイドによる適正利用の推進 島民総てがガイドであるという意識の醸成、プロガイドの登録制度を設定による質の向上	・陸域ガイド制度について検討してきた。	平成23年度にガイド講習等を行うなど運用を開始する。	
	自然体験活動・ボランティア活動の推進 A 外来種の駆除を活動メニューとするツアー等の企画・展開、B 総合的な受け入れ環境・体制の構築 C 優れた自然環境の価値を不特定多数の島民や来島者が重要地域に足を踏み入れずとも身近なところで体験することができる取組の実施	・観光事業全般の見直しを行い、平成23年度より東京に小笠原村観光局を立ち上げる。	村が総合的な調整役となり、両観光協会、観光局が連携しエコツーリズムの島小笠原の発展に努力したい。	
7 モニタリングと情報活用推進	保全・管理対策モニタリングの実施 外来種対策により起こりうる影響を事前に予測し、対策に有効に反映 新たな知見は、科学委員会等による研究者の助言を得て、保全・管理対策にフィードバック 適切な役割分担の下で関係者間で連携してモニタリングを実施	未実施		モニタリングWGの設置が必要 予測については科学的な知見からの助言が必要。
	利用に関するモニタリングの実施 南島・定期航路・主要施設等の利用モニタリングを継続実施 歩道・車道の設置、航空路開設の検討など、利用の動態に影響する事業の検討・実施状況などについても把握	観光客の観光移動経路を収集。エコツーリズム協議会への結果のフィードバック。		
	森林生態系保全地域の利用モニタリングを継続実施	平成21年度から継続して森林生態系保護地域の指定ルートについて、利用による植生等への影響をモニタリング調査している。	継続実施する。	
	長期的モニタリングの実施 既存の各種調査と連携して小笠原諸島の自然環境に係わる長期的なモニタリングを実施	未実施	科学委員会において、長期モニタリング計画の議論を進める。	
	研究・調査の推進 研究者・関係行政機関などが連携し研究調査を推進 研究調査の成果を関係者間で情報共有、国内外に広くアピールするなどして地元還元 「研究者の自主ルール」の整理・徹底	未実施		
情報の共有・活用の推進	地理情報も含めた、情報の蓄積・更新・検索・閲覧等が可能なデータベースシステムの整備とデータベースの継続的管理	・ホームページの整備・改訂作業中(事業実施箇所など) ・関係者ページの試験運用開始	・今年度中に改訂作業完了	・継続的な管理・運営・更新体制の構築
	新たな外来種の侵入などへの緊急対応に資する行政機関・研究者間での情報伝達・共有	・平成22年7月に発生した滝之浦のオオヒキガエル侵入について、既存のメーリングリストにより行政機関間及び研究者間での迅速な情報共有が図られた		
	各種関係機関の役割分担による適切な対応の実現	・各種検討会の情報を共有する方法として、関係者ページを試験的に運用開始	・各種検討会の情報を共有する方法として、関係者ページを試験的に運用継続	